

『山口県地方史研究』第三十一号（抜刷）

一九七四年六月

山口県における地主制の展開

相良英輔

# 山口県における地主制の展開

相 良 英 輔

## 一 はじめに

戦前の日本資本主義の性格規定へのアプローチとして、地主制研究は、近代経済史の中でも進んでいる分野である。最近の研究では全国的規模での安良城盛昭氏や中村政則氏の論稿<sup>①</sup>、山陽筋では個別実証的研究としての有元正雄氏や太田健一氏の業績がある。

ところで、地主制の研究では、主として五〇町歩以上の巨大地主を対象にした土地集積や経営の実態、地代の資本への転化などが注目されてきた。そして、中小地主を対象にした研究や、山口県のよ様な比較的地主制の未発達な地域はおきざりにされた嫌いがある。

そこで小稿では、山口県全体の地主制の実状を『貴族院多額納税者議員互選名簿』や郡別小作地率によって概観し、さらに比較的地主制の進展した瀬戸内海沿岸部の柳井・平生の中地主の土地集積の状況を事例紹介し、今後の山口県の地主制研究の発展の一助にした<sup>い</sup>。

なお、山口県における地主制の実証的研究業績は乏しく、今後にまつ点が多い。これまでに、田中彰氏は、幕末長州藩の村落構造を論ずる中で、幕末と明治十四年の十町歩以上地主の地域分布の状態

に言及され、瀬戸内沿岸地域に地主制の発展していることを明らかにしている。また、小林茂氏は、「防長協同会社」における地主層の役割を論ずる中で、山口県の地主制に言及され、「防長協同会社」の解散時の明治二十二年ころをその確立期としている。しかし、これらは具体的に地主の土地集積の状況を分析したものではない。よって、さらに多くの事例の検討を必要とする。

## 二 山口県の地主制の概観

明治以降の近代日本の権力構造が地主制ウクラードを基盤にして出発していることは、すでに安良城盛昭氏等の分析によって明らかであるが、山口県に限定しても、それは同様である。小稿でも、まず同氏が分析した『貴族院多額納税者議員互選人名簿』を利用してその実体をみてみたい。表(一)は明治二十三年の第一回の同資料によるものであるが、税のほとんどが地租であり、貴族院議員有資格者<sup>ii</sup>県内高所得者が大地主で占められていることが解かる。地域的にみると、都濃郡居住者が五名、吉敷郡内が四名であり、瀬戸内海に面した平野部に大地主が成長している。都濃郡においては、笠戸湾にそそぐ末武川と徳山湾にそそぐ富田川一帯に平野があり、ここ

表(-) 明治23年 貴族院多額納税者互選人

氏名	居住地	直接国税総額	地租	※推定田地	職業
野村恒造	都濃郡徳山村	円 1128.745	円 1083.205	町反畝 167.2.9	諸業
古林重治郎	吉敷郡小郡村	1000.764	952.344	147.0.8	農業
上田少蔵	〃 大道村	988.938	937.683	144.7.2	商業
菊屋剛十郎	阿武郡萩町	825.836	791.906	121.5.3	〃
山本七右エ門	大津郡三隅村	775.914	733.329	113.2.6	諸業
堀濟三	都濃郡末武北村	526.193	495.998	76.6.0	農業
上原権造	〃 〃	508.217	479.357	74.0.3	商業
福田文之進	都濃郡福川村	474.845	444.942	68.7.2	〃
藤田仁右エ門	吉敷郡秋穂村	456.658	439.452	67.8.7	農業
坂本貞三	熊毛郡三丘村	432.118	411.388	63.5.3	商業
滝口吉良	阿武郡明木村	409.216	377.685	58.3.3	農業
道源岩太郎	都濃郡富田村	401.734	373.114	57.6.2	商業
吉富簡一	吉敷郡矢原朝田	401.708	386.258	59.6.4	諸業
神田友二	玖珂郡柳井津町	380.973	359.163	55.4.7	商業
山田与三郎	大津郡三隅村	373.644	343.644	51.5.3	農業

※地価田反当り25円90銭，地租地価の25%より計算  
資料「山口県報」号外明治23年4月20日（山口県立図書館蔵）

表(二) 大正7年 貴族院多額納税者互選人

氏名	居住地	直接国税総額	地租	推定田地	職業
渡辺祐策	厚狭郡宇部村	円 18917.96	円 249.89	町 —	鉾業
島谷徳三郎	玖珂郡由宇村	18698.60	46.67	—	商業
橋本文六	都濃郡太華村	6127.85	6.36	—	〃
上田寧二	吉敷郡大道村	4119.26	2185.27	191.1.9	農業
林勲	下関市	3286.23	1.09	—	商業
梅崎牧太郎	〃	3064.88	14.58	—	〃
菊屋剛十郎	阿武郡萩町	3039.26	1765.41	154.5.5	農業
柏木幸助	佐波郡防府町	2934.29	194.63	—	商業
藤本閑作	厚狭郡宇部村	2794.26	5.90	—	鉾業
吉岡茂兵衛	下関市	2397.11	291.11	—	商業
道源権治	都濃郡富田村	2368.96	1017.31	89.0.0	農業
松田剛市	下関市	2339.54	106.89	—	商業
古林新治	吉敷郡小郡村	2274.08	1413.93	123.70	農業
野村恒造	都濃郡徳山町	2146.22	1757.22	153.70	〃
久富久吉	下関市	2132.60	68.03	—	商業

資料「山口県報」号外大正7年4月20日（山口県立図書館蔵）

に多くの地主が成長した。吉敷郡は、埴野川によって広大な平野を形成しており、有力地主を生んだ。

さて、表(一)に現われた地主は、明治四十四年の第四回の同名簿まで殆んど変化をみせない。そして、第一回から第五回までの貴族院議員は、滝口吉良・野村恒造・道源権治・堀正一・藤本閑作と県内の大地主が続くのである。そして衆議院・県会に進出する者も、殆んどこれら大地主・中地主によって占められている。

しかしながら大正七年の第五回の同資料をみると、かなりの変動がみられる。表(二)がそれを示している。高額所得者は、土地所得を主としたものが大幅に減少し、従来まで同名簿に名を連ねていた大地主の三分の二は脱落している。そして、それに替って商工業所得者が進出している。十五名の出身地も下関が最も多く五名を数える。最も高額の渡辺祐策は、山口県を代表する実業家で、宇部炭坑・宇部軽便鉄道・宇部銀行等の創設者である。

高額所得者が地主から商工業者へ移っていった理由は、第一次大戦後の急激な商工業の発達に基因するが、一方では、地主経営が明治末以降、おもわしくなくなったことにもよる。すなはち、明治二十年代までの地主にかかる直接国税は、そのほとんどが地租であるが、同三十二年所得税法が根本的に改定され、土地所得税が大幅に増大した。そして大正六年には、ついに地租よりも所得税の方が多くなっている。さらに地租も、従来地価の二・五%であったものが三十二年には三・三%、三十七年には四・三%、三十八年になると日露戦争による非常特別税として五・五%に上昇する。四十三年には、非常特別税を廃止し、四・七%になり、大正三年には四・五%に落ちついた。しかしながら明治十年から三十二年まで地租は地価

表(二) 地租より推定した県内大地主の田地所有

氏名	出身地	明治22年	明治29年	明治36年	大正6年
野村恒造	都濃郡徳山	町反 敵 167,2.9	町反 167.3	町反 221.1	町反 敵 153,7.0
古林重治郎	吉敷郡小郡	147,0.8	77.6	101.8	123,0.0
上田少蔵	〃 大道	144,7.2	—	232.1	191,1.9
菊屋剛十郎	阿武郡萩	121,5.3	133.2	194.7	154,5.5
山本七右衛門	大津郡三隅	113,2.6	107.8	140.9	—
堀 濟三	都濃郡末武北	76,6.0	81.7	90.3	—
上原権造	〃 〃	74,0.3	75.9	92.5	—
福田文之進	〃 福川	68,7.2	75.9	—	—
藤田仁右衛門	吉敷郡秋穂	67,8.7	—	85.0	—
坂本貞三	熊毛郡三丘	63,5.3	80.2	—	—
滝口吉良	阿武郡明木	58,3.3	97.7	131.3	—
道源岩太郎	都濃郡富田	57,6.2	62.2	89.7	89,0.0
吉富簡一	吉敷郡矢原朝田	59,6.4	68.5	89.9	—
吉神田友二	玖珂郡柳井津	55,4.7	60.6	79.7	—
吉川常健	〃 横山	—	144.3	187.8	—

註 所得名義は明治29年以降子息に変わっているものもある。  
資料「山口県報」(山口県立図書館蔵)

の二・五%と一定しており、三十三年以降の上昇は地主経営に、かなり不利になってきた。

更に、周知の如く、地主—小作関係の矛盾対立が明治末より鮮明になり、小作料減免運動などが起こり従来のように小作料がスムーズに地主へ入らなくなっていた。こうして地主経営は商工業経営より不利となつていった。

表曰は「貴族院多額納税者議員互選人名簿」の地租納入額より、田地の所有高を推定し、それを年次別に比較してみたものである。

(四十三年次の地租納入額は不詳である。)地租額をすべて田地の県平均地価と地租率で計算しており、実際は畑・山林・宅地等の所有もあり正確ではないが、大略を知ることが出来る。

表を検討すると、全員五十町歩以上地主で、二十二年から二十九年にかけては大地主ほど土地集積が緩慢であり、中には減少したものもある。七十町歩以下の地主では新たに五町歩以上の集積を行っている。しかし、二十九年から三十六年にかけての土地集積状況は、それ以前に比較してかなり激しい。最も所有の多い野村家が五十四町歩を新たに集積し、最も少ない神田家でも十九町歩を新たに集積している。全体的にみて大地主ほど集積も大きい。三十六年から四十三年までの土地所有の移動は、四十三年の地租額が不詳のため知ることが出来ないが、四十三年の直接国税総額が解るのでこれによつてだいたいの様相を推定できる。三十六年と四十三年では地租率に大幅の変化があり比較しにくいので、四十三年と大正六年とを比較すると、四十三年に新たに名簿に登録した渡辺祐策の納税総額は、二千九百四十四円五十五銭から一万八千九百七十九円九十六銭と大幅な増額を示す。概して彼のような商工業経営者の納入額は皆、

表四 地主の直接国税総額

氏名	明治43年	大正6年
	円	円
上田 寧二	4483,595	4119,26
菊屋 剛十	3395,340	3039,26
道源 権治	3005,380	2368,96
古林 新治	2845,905	2274,68
野村 恒造	3059,240	2146,22

明治43年は「防長新聞」明治44年4月21日より

大欄な増額を示す。これに対し表四にみるように大正六年、多額納税者の内の土地所得を主とする地主五人は、皆直接国税が若干ずつ減少し、地主経営が停滞、悪化したことを物語っている。これを地主の土地移動の面からみると、さきの表曰から解るように、古林家を除きあとはいずれも大きな減少を示している。野村家の場合などは、実に六十九町歩ほど土地を手離しているのである。こうして四十三年まで直接国税納入額県内ベスト十五に入っていた地主のほとんどは、大正六年には商工業者にとつて替られるのである。三十二年・三十七年・四十三年と地租が高くなっていくに従い、地主は土地への投資意欲をなくし、土地を手離し、会社・銀行・鉄道等へ投資してゆく。

それでは、いつごろを地主の土地集積のピークとするか、表曰からは三十年代中期と言えるが、一概に断定できない。五十町歩以上地主、特に百町歩以上地主は三十年以降もかなりの集積を行うが、五十町歩以下の地主については後の事例で示すように、三十二年以降地租の上昇と土地所得税の増加などもあつて土地集積はによつて

そこで、更に具体的に小作地率・小作農家率の推移から地主制の

表四 郡別小作地率

郡名	明治14	26	38	40	42	44	大正2
①	吉敷郡	—	—	48.4	50.3	52.8	52.6
	都濃郡	38.6	50.5	49.1	49.3	50.7	50.8
	佐波郡	—	—	54.5	53.8	52.3	48.1
	熊毛郡	36.8	49.5	46.5	46.9	46.9	48.2
	厚狭郡	32.8	49.7	46.9	47.5	45.8	46.0
②	阿武郡	—	—	45.0	41.1	42.7	45.6
	大津郡	34.2	41.5	45.5	46.5	50.3	54.0
③	玖珂郡	32.8	35.2	39.1	41.8	40.3	41.6
	大島郡	22.3	41.5	42.2	47.8	51.3	34.3
④	豊浦郡	—	—	35.4	37.0	33.7	37.3
	美祢郡	16.2	38.6	38.7	38.2	37.6	34.1

※明治14、26年は『山口県文化史』P81による。

他は県庁統計資料室の資料による。

展開をみてみよう。表四は郡別に小作地率をみたものであるが、①群は比較的地主制の進展した瀬戸内沿岸一帯である。②群は日本海沿岸部の諸郡で、①群より地主制の展開が遅れ、三十年代に入っただいに進展してくる。③群は瀬戸内海に面しながら、大島郡は島の殆んどを山地で占め、玖珂郡は山が海岸線までせまっけていて、地主制の展開が他の瀬戸内沿岸の郡より未熟である。④群は県内で最も地主制の未発達な地域である。この表からもわかるように、①のような瀬戸内沿岸で地主制の進展したところでは、既に二十六年に小作地率が五〇%前後に達し、その後はむしろ減少している。表四

表六 郡別小作農家率

	明治21	33	35	37	42	大正9	
①	吉敷郡	18.5	31.1	30.7	30.9	24.2	28.9
	都濃郡	22.7	34.8	31.0	29.2	34.7	27.8
	佐波郡	25.3	29.1	28.3	24.8	30.3	24.0
	熊毛郡	17.9	26.1	21.9	25.7	24.2	19.6
	厚狭郡	15.6	28.3	23.9	22.1	23.7	19.6
②	阿武郡	10.4	18.7	19.8	23.2	23.7	21.6
	大津郡	12.7	15.5	20.0	19.7	25.9	19.4
③	玖珂郡	12.5	19.3	20.1	19.8	23.2	16.5
	大島郡	16.2	21.2	15.6	16.3	24.2	11.7
④	豊浦郡	8.9	12.4	13.9	18.8	16.2	17.7
	美祢郡	11.0	19.3	19.7	20.6	19.3	19.2

は表四で示し得ない三十年代の地主制の進展状況を小作農家率でみたものである。これによっても、表四と同じ郡別の特徴が見い出せ、更に瀬戸内沿岸においては三十三年以降むしろ小作農は減少している。

これらの点から、山口県における地主制は三十年代初期にピークに達していることが解かる。それでは、具体的に県内の中地主層の土地所有の推移をみてみよう。

三 瀬戸内中小地主の動向

(イ) 小田家の場合

小田家は、現在の柳井市に居住し近世後期油屋を営み、屋号を室

屋と称した。明和三年には当主善四郎が柳井津町年寄をやっており天明元年には家筋代々大年寄格五人扶持となっている。油屋と共に金融業を営んでおり、流質の土地をしいだいに集積していった。そして幕末には既に三十町歩の地主となっている。明治以降もしいだいにその規模は拡大してゆき、三十年には田畑五十町歩を所有している。そして明治二十七年には当主伴輔が帝國議會議員に当選している。

さて小田家の土地集積状況を推定するため、同家の小作米取高をみると、表付のように文政期すでに百石を越えている。年貢差引後の収入であるから、地主取高を収穫の三分の一と仮定しても、この時すでに三百石以上の収穫のある土地を小作に出していたことになる。文政期以降明治に到るまではそれほど集積しておらず、安政以降わずかに拡大しているだけである。

以上のような変化を具体的に土地所有の状況がわかる嘉永五年と明治十四年の『田畑下作方控帳』及び、同三十年の『田畑下作正味書帳』によってみると、嘉永五年の場合は田地三十町八反余、畑一町一反余、屋敷を合せて合計三十二町二反の所有で、高は三百六十六石三斗八升三合で小作米取高が二百三十二石四斗九升である。年貢がこの半分とすると、百十五石前後の収益である。所有地の分布は柳井近辺に集中し、比較的肥沃な新庄が最も多くて小作人四十五人、次いで柳井町の周辺、下馬皿・和田・古開作・後地にそれぞれ小作人二十九人・二十二人・十八人・十八人となっており、小作人合計は百六十七人である。地域によってそれぞれに組を作り、組ごとに差配を置いている。全体で十九組あり、その中の差配は百姓の中の有力者と思われ、殆んどが庄屋か刀祿である。明治十四年の場

表付 小田家小作米取高

文化7年～文化11の平均	68.3.9.9
文化12～文政元の平均	67.7.0.7
文政4～天保元の平均	108.5.7.4
天保2～天保6の平均	90.6.0.2
天保7～天保9の平均	93.8.1.4
天保10～天保14の平均	78.2.8.6
嘉永2～嘉永7の平均	99.4.9.8
安政2～安政6の平均	104.7.9.7
慶応3～明治元の平均	127.9.1.7
明治2	60.4.5.6
明治15～明治16の平均	273.2.9.1
明治17～明治19の平均	333.2.5.9
明治21～明治25の平均	334.5.9.5
明治26～明治30	352.6.1.9
明治31～明治36	390.3.3.9

(註) ① 近世期の高は、年貢を差引いたもの、明治15年以降の高は地租を含むからそれ以後をそのまま比較はできない。

② 天保10年以下は当年のみの小作米、それ以前は前年未納分も加えている。

「小田家資料」(山口県文書館)

合は田畑所有計三十三町一反六畝余で高三百八十八石二斗五升一合、小作米取高百九十石六斗七升五合、小作人百七十一人である。したがって、嘉永五年より明治十四年までは殆んど土地集積は無かったといえる。

ところが、松方デフレ期の土地集積を経て、小作米収入が三百石以上に達した。三十年の場合には、田四十五町二反四畝二十二歩でその他を合わせると四十九町四反三畝三歩(小作定加調四百九十七石一斗五升)に達し、明治十四年以降十六町三反ほどの集積を行ったことになる。

それでは、土地から得た収益は何処へ還元されていったか。地主の株式等への投資は地代の資本転化として中村正則氏等の研究で明らかであるが、小田家の場合も例外ではなく、それを年次に具体的に示したのが表付である。株式等への投資は明治十三年から十九年

表(六) 小田家公債・株式・預金合計

	円
明治13	895
14	925
15	1543.422
16	2432
17	2502.625
18	2979.917
19	3936.139
21	2710.000
22	3263
23	4071.260
24	4225
25	5279
26	1435
28	3789
29	5509
30	7229
31	10871
32	20581
33	35962
34	37707
35	37586
36	36316

「小田家資料」  
(山口県文書館)

までに急激に拡大している。これは小田家が急激に土地を集積して地主としての規模も拡大したことによる。さて、この後も株式等への投資は増大する。二十九年以降、日清戦後の好況によって商工業が活気づけられた時期は、株式等の投資も急激に増加する。三十一年から三十三年にかけて三年間で一挙に三・五倍の投資額となる。投資先の主なものは防周銀行・当座預金・山陽鉄道で、特に山陽鉄道には三十三年に二万六千八百四十一円投資している。三十六年の山陽鉄道株主名簿中、小田伴輔は五百株所有し県内で十番目に多い出資である。これら株式等への投資は、単に商工業の好況によるだけでなく、前述のように三十二年地租・土地所得税が増大し、地主経営が従来より不利になり土地への投資意欲をなくして、土地からの収益を農業以外の株式等へ転化させたことによる。

さらに、三十二年所得税改正によって所得は(一)法人所得(二)資本利子所得(三)個人所得の三種に分離され、この内株式配当収入については従来と異なり個人所得には総合課税されず、軽微な法人源泉徴収となった。よって地主は税対策の面からも株式投資を積極的に進めていった。これはひとえに地主資金の産業資本への流入を促進しよ

うとする政府の政策でもあった。<sup>⑧</sup>三十年以降、山口県においても銀行が急激に創設されてゆき、その株主の主なもの地主である点もこれらと関連する。

さて、小田家の場合も三十年以降は株式等の投資は増大するが、土地集積の形跡は殆んどない。農業によって得た収入を農業外に投資するということは、農業従事者にとって最も不幸なことである。しかし、これは政府の工業優先の政策からくるものであり、明治以降の日本の資本主義発展において常に農業は犠牲にされて来たことを示す。

#### (四) 弘津家の場合

弘津家は、現在の平生町新市の出身で近世期岩国藩に属する。寛保二年「堅ヶ浜御帳」(名寄帳)に屋号の平野屋として出てくるのが初見である。当時の具体的な商業活動は不詳であるが、寛保二年に塩田二軒(約二町歩)を所有すると共に、自五石余を名請けしている。同家勘兵衛は天明期すでに「豪家」としてその名を知られ、同八年に岩国藩の幕名による利根川普請役に対して献金し、一人扶持の士分に取立立てられている。次代の太兵衛は寛政七年岩国藩の江戸屋敷が火災に会った際、その再建に献金し、四人扶持永代堅ヶ浜大年寄となり、享和三年には「御仕組出銀」によって十人扶持永代替刀を許され、文化元年には同じく献金により二十八人扶持、外に大組付として高二十石に取り立てられた。元治元年には庄一郎が大砲献納により四十六人扶持となっている。

元治元年の弘津家の土地所有の状況を小作契約高からみると表例のようになる。同家の居住する堅ヶ浜村より大野村に所有地が多いのは、開作に対する投資と関係があると思われる。全体的にみ



て、居住地暨ヶ浜近辺の村であり、六ヶ村にわたる所有は、ほぼこの範囲が平生在郷町の経済圏であり、同家が金融業を行っていると  
 ころから、流質による集積も多いであろう。  
 弘津家は、地主経営にあたり暨ヶ浜に二人、他の村に各一人ずつの差配を置き、それ  
 そのの村の小作人の統制と小作米取り立てを行  
 行っている。大野村の小作人の数が不明である  
 だが、全体では百人ほどの小作人を抱えている。  
 次に表(中)で、弘津家の小作米取高と年貢の関係をみてみよう。小  
 作契約料に対する実収は八割九割であるが、年貢率は小作契約料の  
 ほぼ六十五%であるから実収高に対しては七十二%前後となる。実  
 質的な地主取分は小作米取高の三分の一弱である。反当生産高が不  
 明であるため、小作人・地主・年貢高との割合が明確でないが、首  
 根村を例に推定してみよう。弘津家の首根村六枚の所有地の内、三

表(外) 元治元年弘津家村別小作契約高

村名	小作契約高	差配人	筆数	小作人
	石			
暨ヶ浜	32.5.7.2	平野屋彦右衛門	21	15
ヶ	16.3.5.2	三軒屋百蔵	13	6
麻郷村	20.5.5.0	新屋勘助	15	14
首根村	56.2.3.8	村屋庄左衛門	38	22
平生村	7.5.0.0	平野屋彦右衛門	6	4
宇佐木村	8.9.1.2	小林才吉	18	16
大野村	89.4.9.0	大野屋吉兵衛	31	—
計	231.6.1.4		142	—

資料 弘津家「小作取立帳」(平生図書館蔵)

表(中)① 旧大野村における弘津家の小作料、年貢「弘津家資料」

	筆数	小作契約料 (A)	実収 (B)	実収率 $\frac{B}{A}$	年貢 (C)	実収に対する年貢率 $\frac{C}{B}$	$\frac{C}{A}$
		石	石	%	石	%	%
元治元年	31	89.49	73.408	82.0	59.560	81.1	66.6
慶応元年	30	88.84	88.044	99.1	57.211	65.0	64.4
2	26	88.84	75.543	85.3	56.684	75.0	63.8
3	25	72.54	67.061	92.6	49.425	73.7	68.1
明治元年	24	64.79	65.714	① 101.4	43.976	66.9	67.9
2	26	64.79	36.095	55.7			

(注) ① 実収は納米から歩引したものに一割増である。  
 ② 年貢の項は種守料として畔頭に払っているものを含む。

表(中)② 同土における年貢内訳

	元治元	慶応元	慶応2	慶応3	明治元
是国八郎右衛門御年貢	石斗升合 14.9.3.4	石斗升合 14.7.7.8	石斗升合 14.7.7.5	石斗升合 14.9.0.8	新田治右衛門組年貢 石斗升合 14.9.6.6
高田弥右衛門	ヶ 2.1.4.3	8.6.6	1.2.3	6.4.7 (和助組)	和助組年貢 8.7.7
藤井勝蔵組	とり 32.0.0.4	28.8.2.1	28.8.5.6	22.7.2.6	
生永吉兵衛組	とり 1.2.7.0	3.1.8.7	3.3.9.9	6.4.1.1 (生永三郎組)	平生分 21.7.0.0
光田利介組御年貢	10.5.3.9	9.5.4.9	9.5.3.1 (藤本源治郎組)	4.7.3.3 (藤本源)	6.4.3.9
計	59.5.6.0	57.2.1.1	56.6.8.4	49.4.2.5	

表出 弘津家小作米契約高

	平生村 沼	曾根村 六枚	堅ヶ浜村	宇佐木村	大野村	麻郷村	総計	所収反別 総計
元治元	石斗升合 7.5.0.0	石 56.2.3.5	石 48.9.2.4	石 8.9.1.2	石 89.4.9.0	石 —	石 231.6.1.4	町反畝歩
慶応元	7.1.0.0	56.2.3.8	49.6.4.0	8.2.1.0	88.8.4.0	—	231.0.2.8	
2	5.9.0.0	56.2.3.8	58.9.8.0	8.2.1.0	88.8.4.0	3.3.7.0	240.9.3.8	
3	7.8.0.0	56.2.3.8	64.4.6.7	9.8.8.1	72.5.4.0	—	233.4.9.4	
明治元	12.3.0.0	56.2.3.5	50.8.7.0	9.9.7.1	64.7.9.0	2.8.7.0	212.2.3.6	
2	12.6.0.0	56.2.3.8	45.4.7.0	10.4.5.6	64.7.9.0	10.0.7.0	218.3.5.4	
11	32.7.2.9	62.2.4.6	76.0.3.2	36.0.1.5	46.6.2.5	45.5.7.7	299.2.2.4	25.0.7.20
13	30.2.5.6	57.9.1.6	82.3.5.4	35.8.5.5	47.8.0.0	45.5.7.1	299.7.4.2	25.4.9.15
15	32.0.7.4	58.3.4.3	83.1.9.0	35.4.7.5	48.3.5.0	46.1.7.3	303.6.0.5	24.0.5.29
16	25.1.2.9	56.0.1.6	77.0.9.6	35.5.8.5	48.0.0.0	46.4.4.2	288.2.6.8	22.6.4.16
大正7	26.3.6.8	76.5.7.9	131.0.7.5	51.1.1.0	43.1.3.1	34.5.4.5	362.8.0.8	28.1.4.22
15	26.6.1.0	72.0.1.6	112.0.0.7	32.5.2.5	34.8.7.1	25.1.0.0	303.1.2.9	24.4.0.21
昭和4	25.5.9.4	63.9.8.6	111.1.7.0	32.3.2.5	10.9.8.9	8.0.7.9	252.1.4.3	20.3.6.10
5	24.3.8.4	63.9.8.6	110.1.2.0	26.5.5.0	10.9.8.9	8.0.7.9	244.1.0.8	19.5.3.02

表出 明治23年 弘津家土地所有状況

田 地	町	田地内わけ			
		平生村	曾根村	堅ヶ浜村	宇佐木村
畑	31.8.3.03				
地	4.6.5.08				
塩田	21.0.2.09				
池沼	4.9.20				
宅地	1.6.2.20				
山林	6.3.14				
		町反畝歩	5.5.7.10	7.2.8.21	10.6.2.23
		大野村	2.9.2.04	3.7.0.02	6.9.8.00
		麻郷村			

資料 弘津家「加調米取立帳」(平生図書館蔵)

一方、塩田については、宝曆期一軒を所有していたが、幕末に手離している。しかし

松方正義のデフレ政策中の十年代後半に大きな土地の集積を行ったものと思われる。

弘津家も小田家と同様、一町八反三畝三步となっている。弘津家は近世期小作契約料の三十%を年々蓄積していったことになる。

町一反二畝二十歩からの小作米は三十九石七斗六升八合である。生産高をほぼ五十三石一斗一升と推定するならば、地主取分は収穫高のほぼ三分の二である。この地主取分の六十五%が年貢として領主あるいは給人のものとなる(実質は小作実収が契約料の一〜二割減だからもっと高い比率になる)。よって地主の実収入は小作契約高の三十%前後である。弘津家は近世期小作契約料の三十%を年々蓄積していったことになる。

さて、同家の土地集積の状況を表出に示した。元治元年小作契約料二百三十石余、推定反別十七町前後であるが、これは明治二年まで殆んど変化を示さない。しかし明治以降十一年までの間に小作料八十石の増加があり、ほぼ八町歩の新たな集積である。西南戦争前後の米価の高騰によって得た利益を再び土地に投資したものである。十六年以降大正七年まで小作契約料が不詳であるが、表出でみるように明治二十三年には田畑所有三十一町八反三畝三步となっている。

明治になってまた集積しはじめ、二十三年には二十町歩を所有している。

ところで明治四十一年から大正五年までの同家の土地所有について、「所得税調査書」は、田地所有二十六町八畝歩を示しているが資料の性格からやや少なめの表示と思われる、この時期の所有は大正七年の二十八町歩とさほど変わらないと思われる。よって弘津家の土地所有は二十三年以降殆んどふえず、むしろ減少している。

弘津家は、明治二十七年当主享太郎が二十七才で県会に出、二十九年には宇佐木村で近世期大庄屋を務め、暮れまでに十町歩地主となっていた小野本家の当主面蔵と共に、熊毛郡で地価一万円以上所有が有資格者である郡会議員となっている。三十年、享太郎は資本金五万円で設立された平生銀行の頭取となり、同銀行二千五百株の内七百株を所有している。二番目に株式所有の多いのは当地の十町歩地主中島富太郎であったが、その所有株は二百五十株であり、弘津家の当銀行で占める位置には遠く及ばなかった。また弘津享太郎は山陽鉄道の株式も所有し、明治三十六年には百三十六株の株主である。塩業においても、弘津家は有力地主であったため、享太郎は明治二十年三田尻塩田の秋良貞臣らとロシア・朝鮮への塩況の視察に出かけており、明治末期には平生奥塩田会所の頭取である。

このように弘津家は明治二十年代前半に寄生地主としての地位をゆるぎないものとし、その後は土地所有の拡大に向かわず、むしろ地主としての地位と経済力を背景に幅広く政治経済界に活躍することになる。このような傾向は当地の十町歩以上地主小野本・中島の両家もほぼ同様である。ただし、弘津家をはじめ、これら地主が土地収益によって得た資本をいかに利用していかた、前述の銀行

や鉄道の株式所有以外、具体的には解らない。

ところで、弘津家の土地集積の過程を村別にみると、かなり異った様相を呈している。表出をみると、大野村での弘津家の小作契約料は、元治元年村別で最も多いが、その後は減少の一途をたどっている。一方、弘津家の居住する堅ヶ浜での小作契約料は、元治元年村別で三番目であるが、その後さらに増加し、明治十一年には最も多くなっている。

大野村は、近世期において毛利一門六家の中の大野毛利家の知行地で、明治に至ってもさほど貨幣経済の浸透していない純農村である。「風土注進案」では、だいたいの階層を示す本百姓と亡土百姓の比は、平生村が一对二〇と圧倒的に亡土百姓が多いのに対して、大野村は二対三の比であり周辺農村に比べ比較的本百姓が多い。生産高も反当り平生村一石五斗二升、曾根村一石六斗八升であるに対して、大野村は一石六斗九升と高い。また、弘津家における明治十一年の反当り小作契約高をみると、堅ヶ浜が九斗八升であるのに対して、大野村は一石三斗七升である。

ところで、大野村の中でも弘津家の所有する土地は、築出・野島・湊と海岸に近く、同家の所有する塩田住吉屋浜(平生吉浜)の周辺に位置する。これらを考慮すると、土地所有の契機は開作への投資と関係あると推定される。享和三年と文化元年、同家の太兵衛が「御仕組」に対して献金していることからそれがうかがえる。

その後、土地の拡大は六ヶ村に及ぶが、堅ヶ浜・宇佐木・曾根の三ヶ村の土地所有は大正七年まで増えつつけるが、平生・麻郷では明治中期をピークに減少してゆき、大野村では元治元年からずっと減少しつづけている。

弘津家は旧家であり、豎ヶ浜での影響力は大きかった。そのため当地での小作人に対する支配も行き届いており、小作米の歩引率は大野村に対してはるかに低い。元治元年から明治二年までの平均歩引率は大野村が十四・九％であるのに対して、豎ヶ浜は十・一％であり、明治十一年から同十六年までをみると、大野村二十一・六％に対して豎ヶ浜十三・六％となっている。特に十六年の不作の時は大野村は五十・三％の歩引をしているのに対し豎ヶ浜村は二十五・四％である。大野村では小作人支配がゆき届かなかったのか、不作の時は大きく歩引を強いられているのである。

しかし、豎ヶ浜村より大野村の歩引率が高いにしても、反当り小作実収入はやはり大野村が多い。明治十一年から十六年までの反当り小作実収入は大野村一石一斗三升に対して、豎ヶ浜村は八斗七升二合である。このような実収入の差があるにもかかわらず、豎ヶ浜村へ土地を移動したのは、弘津家の小作人支配が大野村で煩雑であり、少々生産性が低くても支配のゆきとどく地元で安く土地を購入し、合理的な地主経営を行なおうとしたのであろう。また、豎ヶ浜村は塩田があり塩の移出等で栄え、新市という商業地をひかえており、貨幣経済にまきこまれて土地を手離す農民も多かった。彼らの土地を集積していったのが弘津家であったのである。弘津家は明治末年、豎ヶ浜村の一角（荒木）に農園事務所を設け、ここで全ての仕事を合理的に運営していった。明治四十一年九月五日、県農会会報部主催の第二回「実業めぐり」では、当農場を視察し、蓄舎・堆肥場・農具室・収摺器械等の參觀を行っている。

大正七年、弘津家は享太郎の死によってその長男史文に代が替っていったが、史文は考古学者で研究のためにむしろ散財していっ

た。そして、同九年以降、一般的に地主が退潮していく傾向とあいまって、弘津家はしだいに土地を手離していった。

注① 安良城盛昭「日本地主制の体制的成立とその展開」〔思想〕五七四号、五八二号、五八四号、五八五号）、その他地主制に関する業績は多い。

中村政則「日本地主制史研究序説―戦前日本資本主義と寄生地主制との関連をめぐって―」（二橋大学年報「経済学研究」一二所収）

② 有元正雄「巨大地主の諸期と八再生産軌道」〔土地制度史学〕四八号所収）、その他山陽筋の地主の実証研究は多い。

太田健一「瀬戸内海沿岸地域における地主制の動向」〔土地制度史学〕二七号所収）

③ 田中彰「明治維新政治史研究」

④ 小林茂「長州藩明治維新史研究」

⑤ 防長新聞

⑥ 中村政則前掲論文

⑦ 山口銀行所蔵文書

⑧ 防長新聞

⑨ 防長新聞

#### 付記

小稿作成にあたっては、甲斐英男先生に種々御助言をいただいた。記して謝したい。